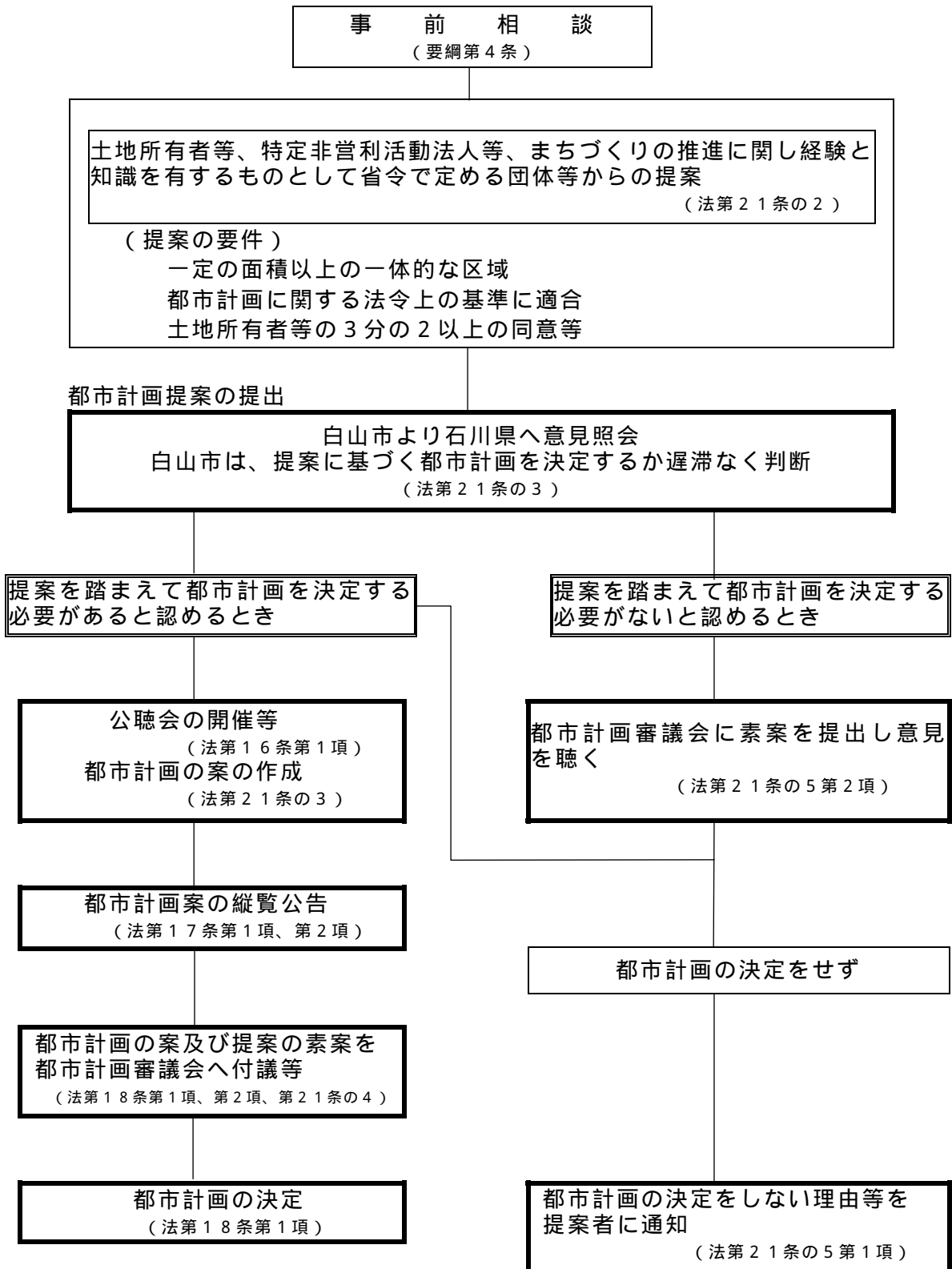


都市計画の提案制度のフロー



一定の面積とは0.5ヘクタール。ただし、当該都市計画区域内において整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるとき、県又は市町の条例で、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲内で計画提案に係る規模を別に定めることができる。